

輸入食品に対する検査命令の実施について(中国産未成熟いんげん)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産未成熟いんげん及びその加工品(簡易な加工に限る。)	フェンプロパトリン*	輸入時における検疫所のモニタリング検査の結果、中国産未成熟いんげんから残留基準値を超えてフェンプロパトリンを検出したため検査命令を実施するもの。

* 農薬(ピレスロイド系殺虫剤)

<参考1> 中国産未成熟いんげんのフェンプロパトリンに係る違反事例

1. 品名: 加熱後摂取冷凍食品: 未成熟いんげん

輸入者: 株式会社神戸物産

届出数量及び重量: 2,300 カートン、23,000kg

製造者: FUJIAN NANHAI FOOD CO., LTD.

検査結果: フェンプロパトリン 0.02ppm (基準値: 0.01ppm)^{※1}

届出先: 神戸検疫所食品監視第二課

違反確定日: 平成19年1月5日

措置状況: 全量積み戻し済み^{※2}

2. 品名: 加熱後摂取冷凍食品: 未成熟いんげん

輸入者: 泉株式会社

届出数量及び重量: 300 カートン、3,000kg

製造者: ZHEJIANG SILVER RIVER FOODS. CO., LTD.

検査結果: フェンプロパトリン 0.03ppm (基準値: 0.01ppm)^{※1}

届出先: 福岡検疫所

違反確定日: 平成19年8月10日

措置状況: 全量保管中^{※2}

※1 フェンプロパトリンは未成熟いんげんには基準が設定されていないため、一律基準(0.01ppm)が適用されますが、例えば、はくさい、ブロッコリー等には 3ppm、いちご、りんご等には 5ppm、茶には 25ppm の基準が設定されています。

※2 違反品は国内に流通していません。

<参考2> 中国産冷凍食品未成熟いんげん輸入実績

年次	届出件数	届出重量(トン)	検査件数 ^{*1}	違反件数
平成18年	1,477	10,708	66	1
平成19年 ^{*2}	870	5,674	56	1

*1 フェンプロパトリンに係る検査

*2 平成19年8月12日現在 速報値